

特定施設 敬愛の園
(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護)

運 営 規 程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬愛会が開設する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、事業所が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにします。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤・兼務)
- (2) 生活相談員 1人 (常勤・専従)
- (3) 介護職員 6人以上 (常勤換算法・兼務)
- (4) 計画作成担当者 1人 (常勤・兼務)

2 前項各号に掲げる職員の職務の内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者
事業所の職員及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) 生活相談員
利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言及びその他の援助を行います。
- (3) 介護職員
利用者の自立の支援及び日常生活の充実のために全般にわたる介護を行います。
- (4) 計画作成担当者
特定施設サービス計画の作成を行います。

第3章 入居定員及び居室数等

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 特定施設 敬愛の園
- (2) 所在地 神奈川県大和市上和田1088番地1

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとします。

- (1) 入居定員 60人
- (2) 居室数 62室

第4章 内容及び利用料その他の費用の額

(手続きの説明及び契約の締結等)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際してあらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び事業所の名称及び受託居宅サービスの種類、利用料の額並びに改定の方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとします。

2 事業所は、前項のサービス提供開始に当たり、介護保険被保険者資格、認定状況、有効期間を確認します。

(取扱方針)

第7条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しながら、日常生活に必要な援助を行います。

2 事業所は、サービス提供に当たって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービス提供方法等について十分な説明を行います。

3 事業所は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。なお、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、医師の指示の下、あらかじめ利用者の家族から同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

4 事業所は、自ら外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(相談及び援助)

第8条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。

(特定施設サービス計画の作成)

第9条 事業所の計画作成担当者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所及び他の特定施設職員と常に継続的に連携し、特定施設サービス計画を作成します。

2 前項の特定施設サービス計画を作成に当たっては、その原案をあらかじめ利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに当該計画を作成し利用者に交付します。また、常に当該計画の評価を行い必要に応じて変更します。

(利用料)

第10条 事業所が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときはその1割の額とします。(別紙1)

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用(実費)

(2) おむつ代(実費)

(3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用(実費)

4 前項までの利用料に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して、あらかじめサービス内容及び費用について文書により説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとします。

(利用料の変更等)

第11条 事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業所は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

第5章 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地

(受託居宅サービス事業者及び当該事業者の名称、所在地)

第12条 事業所が委託する指定居宅サービス事業者は、次のとおりとします。

- (1) 福) 敬愛会 敬愛の園桜ヶ丘訪問介護事業所 神奈川県大和市上和田1088番地1
 - (2) 在宅療養ステーション楓の風 やまと 神奈川県大和市深見西7-3-22 サンライズ山陽1F
 - (3) 福) 敬愛会 敬愛の園桜ヶ丘通所介護事業所 神奈川県大和市上和田1088番地1
 - (4) 株) ネクスタス東京 東京都町田市金井8丁目17-3
- 2 前項各号に掲げる事業所が委託する指定居宅サービス以外のサービスは、利用者の状況に応じて委託するものとします。

第6章 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

(居室の移動)

第13条 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

- (1) 日照、彩光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき。
 - (2) 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
 - (3) より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
 - (4) その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき
- 2 事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。

(居室移動の手続き)

第14条 前条第1項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面により管理者へ提出しなければなりません。

- 2 事業所の管理者は、前項の書面を受理したときは、その理由その他外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面をもって通知します。
- 3 前条第2項の規定により、事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければなりません。

(居室移動に係る費用負担)

第15条 前条第2項の規定により居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなければなりません。

- 2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とします。

第7章 利用に当たっての留意事項

(介護居室)

第16条 事業所は、利用者の居室は、個室とし、ベッド・冷暖房等を備品として備えています。

(一時介護室)

第17条 事業所は、介護を行うために適当な広さを確保しています。

(食堂)

第18条 事業所は、利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

(浴室)

第19条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のためのリフト浴槽を設けています。

(便所)

第20条 事業所は、居室のある階ごとに便所を設けています。

(喫煙)

第21条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙にご協力をしていただきます。

(飲酒)

第22条 飲酒は、居室で時間は15時以降とし、他の利用者のご迷惑にならない程度で、それ以外の場所及び時間は禁酒にご協力をしていただきます。

(衛生保持)

第23条 事業所は衛生保持に努め、利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力をしていただきます。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第24条 利用者は、事業所で次の行為をしてはなりません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (6) その他、安全を管理する業務を妨害すること。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(利用者の家族との連携)

第26条 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保します。

第8章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

第27条 事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第28条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡します。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第29条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者に周知するとともに、当該計画に従って、年2回以上の誘導訓練その他必要な訓練等を行います。

第10章 その他運営に関する重要事項

(入退所の記録の記載)

第30条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載します。又、退所に際しては退所年月日を被保険者証に記載します。

(勤務体制等)

第31条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めています。

2 職員の資質向上のための研修の機会を設けています。

(協力医療機関等)

第32条 入院治療を必要とする利用者のために協力医療機関等を定めています。

(掲示)

第33条 特定施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示しています。

(秘密の保持)

第34条 事業所の職員は、正当な理由なく業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしません。

2 職員であった者に対して退職後も、正当な理由なく業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じます。

(苦情処理)

第35条 サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置しています。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録します。

3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。又、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うむとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告します。

4 サービスに関する利用者からの苦情に関して、神奈川県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに神奈川県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、神奈川県国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告します。

(地域との連携)

第36条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努めています。

(記録の整備)

第37条 事業所には、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備します。

2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 受託居宅サービス事業者等から報告に係る内容の記録

(3) 受託居宅サービス事業者の業務の実施状況に関する記録

- (4) 市町村への通知に関する事項の記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- (7) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
- (9) 一部業務委託をしている場合はその記録
- (10) 法定代理受領サービスに係る同意書を受けている場合はその書類

(身体拘束原則禁止)

第38条 施設はサービス提供に当たっては、利用者の生命及び又は体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

2. 施設は、前項の身体拘束等を行う場合は次の手続きにより行う。

- (1) 身体的拘束適正化検討委員会により次の通り検討する。
- (2) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」及び「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過記録・再検討記録」に身体拘束等にかかる対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (3) 利用者またはその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(虐待防止に関して)

第39条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する権利擁護・虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を行う。その委員長は主任生活相談員とする。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 支援員その他の職員に対し、虐待防止のための研修（年2回以上）を定期的実施する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、委員長は施設長に報告の上、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- (5) 上記の措置を適切に実施するための責任者は施設長とする。

(職場におけるハラスメント)

第40条 施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第41条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(その他)

第42条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬愛会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行します。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行します。

附 則

この規定は、平成29年12月1日から施行します。

附 則

この規定は、平成30年6月20日から施行します。

附 則

この規定は、平成31年2月1日から施行します。

附 則

この規定は、令和元年12月24日から施行します。

附 則

この規定は、令和元年12月24日から施行します。

附 則

この規定は、令和4年9月1日から施行します。

附 則

この規定は、令和5年12月1日から施行します。

附 則

この規定は、令和7年1月1日から施行します。